

事前意見及びそれに対する回答について

【森田委員】

- ◆1 パブコメの人数、件数を教えてください。（実人数、延べ件数）
どれくらいの意見があったかを知りたいため。
→ 6人から合計50の意見をいただきました。
- ◆2 意見1-1～4に関して
丁寧な説明が求められています。清水副会長が述べられているように、「より多くの方々がまちづくりに関わりやすくなるように」考えるべきです。
その機会として住民説明会などを、①答申前の「今」するのか、②答申・議会議決後、制定後に行うのかです。
私、個人的には、当初のスケジュール（R2年8月、第9回資料）にあったように、答申前に住民説明会（区・自治会あるいは校区単位などで開催）を行うほうが、町民みんなでこの条例を作ったんだといえと考えるます。
いろいろな方からご意見をいただき、参画してより良い「まちづくりための指針を示す条例」となるよう、したいものです。みんなの意識も上がってくるものです。
一方、制定後の説明会では、「おし付け」感がのこるように思います。
ここは、時間がかかり、町事務局は大変でしょうが、日程をずらして、丁寧に説明する機会を持つ方が良いと考えるます。
その後、意見等を取りまとめ、審議会、答申案作成、議会上程、・・・
→「説明会について、当初は12月議会に上程し、議会で可決いただいたのち、翌年4月の施行までの間に住民説明会等を開催する予定でした。そのため、パブリックコメントの前には、説明会の開催を予定していませんでした。」としていましたが、ご指摘のとおり第9回審議会で配付したスケジュールでは、パブリックコメント前に住民説明会を開催予定でした。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、説明会の開催は厳しくなりやむなく開催しませんでした。
また、自治基本条例は「理念条例」であり、条例制定の前と後で人々の暮らしが大きく変わることがないこと、この条例は制定後に町民、町議会、行政がどのように条例を生かしていくかが重要であること、これらの理由から条例がしっかり決まった後に説明を行ったほうが町民の皆さんが理解しやすいと判断したことも理由です。
- ◆3 回答2に関して
「・・・条例を知ってもらったりする機会を・・・」について、もう少し、具体的な表現を。→「各地域、や子供会、老人会等への説明会、出前トーク、ワークショップの開催など」を挿入する
→「各地域への説明会やワークショップの開催などにより条例を知ってもらったりする機会を・・・」と変更します。
- ◆4 回答15、17に関して
コミュニティーカルテについては、H30年7月に校区ごとに発行されています。しかし、この間、区・自治会を取り巻く状況、環境は大きく変わってきていると感じます。
よって、自治基本条例ができる今、R3年度に現時点の状況をまとめ、情報共有化することがベターと考えるます。再度、区・自治会を巻き込んで改訂版カルテを作成していただきたく。
→令和3年度時点の各区・自治会の情報を取りまとめられるよう進めていきます。

◆5 意見20に関して

シルバー人材センターに関して意見が述べられています。

その返答がふれられていません。丁寧にお答えするべきと思います。

案:シルバー人材センターの強化・活用も一つの考えとして、地域の方々の人材を有効に活用できる方法も検討したいと考えます。

→上記の案のとおり回答に加えたいと考えます。

◆6 回答21、22に関して

まちづくり協議会に関して、その内容は、今後、規則や要綱等で定めていくとされている。また、「結成を予定する地域で議論を深めていく必要」と記述されています。

①町が条例制定後、独自で規則や要綱を定めていこうと考えている。

②条例第40条の推進会議でその内容を検討して決める。

③町が、まちづくり協議会を結成予定している地域と協議しつつ、規則、要綱等を定めていく。

④関係する地域だけでなく広く町民の意見を反映できる機会を作りつつ、町で規則、要綱等を定めていく。

⑤その他

①～⑤で、町としてどのように考えているのか、回答に明示したら良いのでは。

→町では③のとおり、結成予定の地域と協議しつつ、その定める規則や要綱を今後の他のまちづくり協議会にも適応できるよう弾力的に制定したいと考えています。

◆7 意見28、回答28に関して

行政評価は、内部（ボトムアップ）で実施し、評価結果を外部へ発信と記述。また、「必要に応じ町民及び専門家等の意見を聞く機会を設けることができる」としている。しかし、「必要に応じてではなく、町民参画による評価をし、課題等の適切な把握ができる」と考えます。条文の修正は必要です。

→ご指摘の部分について、第8回審議会でお答えしましたが、「行政評価は、現在広陵町では未実施である。全国的に行政評価により、スクラップアンドビルドを行っている自治体が少なく「行政評価倒れ」が起こっている。広陵町として、今後どのような評価の体制を構築していくかが未確定であるため、現時点では一般的な書き方に留めている」としています。

◆8 回答33に関して

「・・・これから議論した上で、詳細は要綱等で決めていくこと・・・」と記述。

推進会議に関して、「誰と誰が、どのように」議論をするのか？

→考えられるとすれば、事務局で案を作成して、審議会で諮ることになると思われます。

◆9 寄せられた意見を読み直し、よく考えてみると、

①まちづくり協議会、②条例推進会議

の具体的な内容や運営方法などを（条例制定後に）規則、要綱で定めるとしていません。

その内容が今は見えない、分かりにくいから、いろんな意見や様々な誤解？が出てきているものと考えます。町が現在考えている、①②それぞれの骨子案あるいはもう少し具体的なものを提示または、明記していただければ、理解が深まるのでは、と思います。条文や逐条解説に盛り込んでいくのが良いと考えます。

参考までに、生駒市の自治基本条例では、条例や逐条解説（§43逐条、§55本文）において記述されています。

→ご指摘の部分について、生駒市自治基本条例を確認しましたが、広陵町自治基本条例同様、枠組みが記載されており、細かい取り決めを記載しているわけではありません。

（次ページへ）

【新谷委員】

「逐条解説書 素案」についての意見

p 3、第1 自治基本条例とは

はじめに 7行目 「こうした制定過程を通して、町民の思いを反映しています」について

★1 パブリックコメントを見ますと、「町民の思いを反映すること」に対して以下の意見があります。

● p 1、意見1-2…「住民説明会」の実施が必要不可欠です。…パブリックコメントだけで、これをもって、町民への周知と広く声を聴き反映させたことにはなりません。

● p 1、意見1-3 …昨今のコロナ禍の中、急ぐことなく町民の意見を十分反映した…

● P 2、意見1-4 …突然素案を発表し、即日12月1日から12月22日の短期間でパブリックコメントを求められても、内容を十分に検討することはできません。多くの町民は素案の内容を知らないまま終わってしまうのではないかと危惧されます。広陵町自治基本条例は、広陵町における自治の基本規範と位置付けられ、他の条例…優位性が担保されている…このような重要な条例が住民説明会も、直接住民の意見を聞くこともなくただ1回の短期間のパブリックコメントだけで、町民の意見を聞いたとして…あまりにも拙速すぎます。

★2 8月2日の審議会の時点で、委員から「条例の上程は必ず年度内にしなければならないのか」という意見が出て、事務局から「必ずしも年度内に…としているわけではなく、状況を見て判断させていただく」と回答がありました。7月29日時点の「スケジュール案」資料では、10月に提言書提出の後、11月に住民説明会があり、12月に「パブリックコメント」とありました。

→◆2に対する回答と同様です。

★3 9/13の審議会では、「今後の流れ」の資料で、「住民説明会」はなくなっていました。委員からの「住民説明会の予定についてはどう考えているか」という質問に対して、「現状ではコロナ禍でもあるので、開催は厳しいと考えている。ただし、各団体への説明の要請があれば、出向いて説明したいと考えている」という説明がありました。今回のパブリックコメントを出される際に、このような説明の開示はあったのでしょうか。

→各団体の方に面会した際にはお伝えしていますが、町民全体への周知は行っておりません。

★4 住民に「広陵町自治基本条例」について知ってもらうために、特集を広報で組まれたのが、2019年4月号でした。2020年12月号で、「広陵町自治基本条例」への理解と「パブリックコメント」を呼びかけるため、学識経験者の先生方の説明や審議会委員の皆さんの活動と条文素案を結び付けた紹介はわかりやすかったと思います。それと並行して、パブリックコメントが実施されましたが、多くの住民が、意見を述べるころまで理解が深まり、検討できたかどうか、疑問に思います。

→ご指摘のとおり、多くの住民へ自治基本条例の裾野が広がり、条例を理解することについては時間がかかると考えています。まずは、パブリックコメントなど全体にお伝えすることで意識を醸成していただきたいと考えていきます。また、◆2に対する回答にも記載しているとおり、自治基本条例は「理念条例」であり、条例制定の前と後で人々の暮らしが大きく変わることがないこと、この条例は制定後に町民、町議会、行政がどのように条例を生かしていくかが重要であること、これらの理由から条例がしっかり決まった後に説明を行ったほうが町民の皆さんが理解しやすいと判断したことも理由です。

★5 町のホームページでは、現在、パブリックコメントに出た意見に対する回答は、2月6日の審議会で審議した上で公表することになっています。

パブリックコメントP2、回答1 最終行「…町としては、この素案は町民の意見を十分採り入れたものと理解しております」とありますが、この「広陵町自治基本条例」

の基本原則の一つに、「参画と協働の原則」があり、「逐条解説書 素案」p5(3)条例制定の効果「町民は…町政に参画・協働するためのさまざまな権利や方法が示され、まちづくりの主体としての意識が高まる。…」あります。この条例の根幹が町民の参画であり、パブリックコメントで出た意見に対してこの回答で納得させることができるのでしょうか。パブリックコメントの回答が、この審議会後に、ホームページに出た時点で町民がこの回答を読むことになり、パブリックコメントに意見を出した人以外も考えることになると思います。

また、「住民説明会」を抜きに、「町民の思いを反映しています」と言い切って、このまま年度内に上程してもいいのでしょうか。

パブリックコメント p 2、意見 1-4 に「…上から押し付けられた条例…コロナ禍にあって、住民が集まって検討することが困難な時に…住民の熟議…要請します」とあるように、急ぐ必要があるのでしょうか。

→◆2及び★4に対する回答と同様です。

《新谷委員の案》

① A案「住民説明会」を開催する→

*理由①開催すること自体に意味があると考えます。

*理由②「まちづくり協議会」について、パブリックコメントでは、解釈がわかりにくいことや誤解が多々生じているので、わかりやすいパワーポイントなどを使い、真美ヶ丘第一小学校区のまちづくり連絡会の先行例などを挙げて、言葉で直接説明した方がいいと考えます。

コロナ禍であるので、オンライン（多数参加できる）、対面式（密を避けるため定員を設け、コロナ対策をする）の両方の「住民説明会」を設ける。日を設定して参加申込制で、あらかじめ質問事項を申し込み時点で書いてもらう。（回答の準備をするため）参加申し込みの〆切期限を設ける。参加がとても多い場合は、それだけの関心があるので、住民の思いを大切に何度かに分けて開催する。→質疑応答→意見を集約する→修正する。《この過程は、日数もかかり大変だと思われませんが、条文「基本原則」第4条 参画と協働の原則に、「町民は…公共的課題の解決に当たっては熟議の上、…」とあるように、十分な話し合いのあるべき姿がこの条例に期待されているので、「住民説明会」を開催すること自体に意味があると思います。出てきた質問にすべて答えることや出た意見を全部盛り込むことはできませんが、住民が意見を出す姿自体に「広陵町自治基本条例」の「参画」の一步を踏み出せるのではないのでしょうか。

② B案「住民説明会」を開催しない→

パブリックコメントの回答の仕方を丁寧に考える。

★「逐条解説書 素案」P 6、4「広陵町自治基本条例制定の経緯」の中で、（下から6行目）「自治の理念や自治運営の基本原則を始めとした条文案を作成しました。この過程で、町民への周知と広く声を聴き反映させるという趣旨でパブリックコメントを実施しました。そこでいただいた意見も精査反映し、条例案を練り上げました。（今後の予定）」とある以上、きちんとそのことをわかってもらえるような説明をする必要があると考えます。（丁寧な回答）

パブリックコメント p 2、回答 1 で「住民説明会等を開催する予定でした」とありますが、計画していたものを変更したことについて、なぜ「住民説明会」を開かないのかを丁寧に説明する必要があると思います《「住民説明会」を開催しない理由、来年度4月に施行する意味。施行を延期することに対する弊害。コロナ禍でできないというのは説得力がないのではないのでしょうか》。

パブリックコメント P 2、回答 1 に説明されている、「…町内各団体をはじめとする住民代表や学識経験者等から構成される審議会委員により1年半にもわたる慎重な会議が行われ…」とありますが、審議会で住民代表として、住民の意見・思いを吸い上げて意見を述べ切れているかどうかを考えると、代表として述べる意見には限りがあると思います。やはり「パブリックコメント」や「住民説明会」で直接住民の意見を聞き、質問に対して答える機会や場が必要であると考えます。

同じくこの回答1で、「この素案は町民の意見を十分採り入れたもの」と言い切れるのかどうか、また、その点をきちんと説明するのにこの文言でいいのか。回答の仕方について考える必要があると思います。

→上記の案については、審議会委員皆様のご意見をいただきたいと存じます。

以上、「逐条解説書 素案」 「p 3、「第1 自治基本条例とは はじめに」の「こうした制定過程を通して、町民の思いを反映しています」について、審議会でご検討のほどよろしくお願いいたします。

(以 上)